

農業振興事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 本市における農業の振興を図るため、市内の農業協同組合員3人以上で構成する団体及び農地所有適格法人（以下「農業団体等」という。）が実施する事業に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、市内の農業団体等が事業主体となり、農業の振興、発展、経営の安定等を目的として実施する事業で、本市に住所を有する農畜産業者が市内の農地又は畜産施設で行う事業のうち、別表に掲げるものとする。ただし、耕作放棄地解消支援事業においては、次に掲げる農地を補助の対象としないものとする。

- (1) 土地改良又は農地造成された農地
- (2) 自作地
- (3) 2親等以内の親族が事業を行う農地

(補助金額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、農業団体等について前条に掲げる事業の区分に応じ、別表補助対象事業の欄の区分に応じ、それぞれ当該補助金額の欄に掲げる額とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(実績報告)

第4条 規則第10条に規定する実績報告書には、次に掲げる書類を添えて事業完了の日から30日以内に提出しなければならない。ただし、補助対象事業が畜産経営環境衛生対策事業及び鳥獣被害防止対策事業の場合は、第3号に掲げる書類を省略する。

- (1) 収支精算書及び収支を証する書類
- (2) 事業実績書
- (3) 契約書の写し又は耕作状況がわかる写真
- (4) その他市長が認める書類

(財産処分の制限)

第5条 規則第15条本文に規定する市長が指定する財産は、取得した価格が1件50万円以上のものとし、同条ただし書に規定する市長が定める期間は、

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月4日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、既に補助金の交付を受けている者に係る財産処分の制限については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 廃止前の地力増進対策事業補助金交付要綱（平成4年4月1日制定。以下

「廃止前の要綱」という。)に基づく補助金の交付を受けた農地については、廃止前の要綱に基づく補助金の交付は、改正後の農業振興事業補助金交付要綱第2条ただし書の規定による補助金の交付の限度の回数に含めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条第1項関係）

補助対象事業	事業内容	補助対象経費	補助金額
畜産経営環境衛生対策事業	家畜伝染病の予防、蔓延防止及び悪臭公害予防のため、畜舎の消毒、防臭等を行う事業	畜舎の消毒、伝染病感染予防及び防臭が目的の消毒剤、防臭剤、殺虫剤等の購入費	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額
環境保全型農業推進事業	1アール以上の緑肥作物全面植栽事業（間作及び混作を除く。）	緑肥作物の植栽に係る費用（同一農地に対する補助金の交付は、5回を限度とする。）	緑肥作物植栽の面積（1アール未満の端数があるときは切り捨てる。） 1アール当たり500円
耕作放棄地解消支援事業	市街化調整区域内の耕作放棄地の解消を促進し、良好な農地の保全に努める事業	耕作放棄地から耕作地に再生させるための費用（補助金の申請は対象農地に1回のみとする。）	耕作放棄地の面積（1アール未満の端数があるときは切り捨てる。） 1アール当たり20,000円
鳥獣被害防止対策事業	電気柵、防護ネット等を設置し、鳥獣による農畜産業の被害を防止するための事業	電気柵等の鳥獣による被害を防止するための器具の購入費（同一年度内に1組合員1回までとする。）	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額 （1組合員に対する上限は30,000円とする。）